

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成27年1月5日まで縦覧に供する。

平成26年11月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成26年10月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人クリエート・ラボ

川西 幸男

丸亀市郡家町274番地1

3 定款に記載された目的

この法人は障害者に対しその自立を支援して、生涯学習活動及び職業能力の開発等の社会に参加するための必要な事業を行い、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

併せて、外国人の研修生受諾を考慮に入れ、アパレル製造業に関する技術指導・人材育成の促進や文化交流の国際振興を目的とした活動を目指す。

また、環境機器製品や電子部品の企画・製造・販売等の活動を通じて環境の保全を図る。